

平成 27 年 9 月 16 日

厚生労働省
老健局長 三浦公嗣 殿

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会 長 伊 藤 雅



特定事業所集中減算に関する要望書

特定事業所集中減算について、現場の意見をもとに以下のように要望します。

要望内容

- ・ 特定事業所集中減算の対象から訪問看護（又は医療系サービス）を除外していただきたい
- ・ 都道府県知事（指定都市などの市長）が、医療系サービスを“正当な理由”と認めるよう働きかけをしていただきたい
- ・ できれば、「特定事業所集中減算」を廃止していただきたい

要望の背景

平成 27 年度の介護報酬改定により、居宅介護支援において、正当な理由のない特定事業所へのサービスの偏りに対する対応強化として、対象サービスの範囲の限定を外し、（居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス全てにおいて）正当な理由なく、特定の事業所の割合が 80%を超える場合に減算すると算定要件が改正されました。

その対象となるサービスの中に訪問看護事業も含まれており、そのことによって利用者や居宅介護支援事業者、サービス提供事業者が混乱し不本意な種々の変更を余儀なくされている実態があります。

<例>

- ◆（居宅介護支援事業所）医療ニーズが高い利用者をA訪問看護ステーションに依頼したくても、減算を考えると依頼できず、困っている。
- ◆（利用者）居宅介護支援事業所が減算になるのを避けるために、利用者に訪問看護ステーションの変更を打診・強要したりしている事例がある。
 - ・ 打診を受けた利用者が納得できず、行政の窓口へ訴えに行く人もいる。
 - ・ 打診を受けた利用者が、逆に介護支援事業所を変更することを選択した。
- ◆（訪問看護事業所）訪問看護ステーションへの新規依頼が減ってきた。居宅介護

事業所に問い合わせたところ、本音では貴訪問看護ステーションに依頼したいのだが、集中減算対策で他の訪問看護事業所に依頼しているとのこと。

- ◆(医療機関)医師が訪問看護を開始しようと利用者に状態にあったある訪問看護ステーションへの指示書を準備していたら、突然ケアマネジャーから連絡があり、訪問看護ステーションを変更したいという。理由を聞いたら集中減算対策が理由だった。

要望理由

1. 利用者の選択権の侵害

利用者の選択肢が狭められ、介護保険の基本理念である利用者のサービス選択権の保障することを阻害する。

2. 医師の指示の軽視

訪問看護は、医師の指示書が必須であるが、医師が有効な医療提供の上での訪問看護事業所の選択をすることが尊重されない。

3. 都道府県により、配慮がない自治体がある

4. 医療系サービスは集中減算に不適當

その利用者の必要な医療の特質に応じてサービス提供を行っていくことが重要である。集中減算の仕組みが、利用者に不利な状況を強いてしまいかねないので、少なくとも医療系サービスは、集中減算に不適當である。

医療ニーズの高い利用者が増えてきているがすべての訪問看護事業所が、それに対応できるというわけではない。利用者に適したサービスを提供するためにも利用者の状態像にあった訪問看護事業所を選択できるようにしていただきたい。